

令和6年5月28日
子ども・若者部
保育認定・調整課

世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例を廃止する条例

1 主旨

令和元年10月に開始した幼児教育・保育の無償化（以下「無償化」という。）は、国が定める認可外保育施設指導監督基準（以下「国基準」という。）を満たす施設を対象とすることを条件としたが、5年間の経過措置が設けられ、期間内は国基準を満たさない認可外保育施設も、無償化の対象とされた。

区は、保育の質の維持・向上を図るため、令和4年4月に、「世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例」（以下「条例」という。）を制定し、無償化の対象を、国基準を満たす施設に限定したが、令和6年9月末で法が定める経過措置期間が終了するため、本条例を廃止する条例案を令和6年第2回区議会定例会に提案する。

2 区内認可外保育施設（※）における状況の推移

	令和元年 10月1日	令和2年 4月1日	令和4年 4月1日	令和6年 5月1日	増減 (R1.10→R6.5)
認可外保育施設届出数	146 施設	137 施設	127 施設	107 施設	▲39 施設
うち国基準を満たす施設数	62 施設 (42.5%)	73 施設 (53.3%)	105 施設 (82.6%)	98 施設 (91.6%)	+36 施設 (49.1% ^{※1} 増)
うち国基準を満たさない施設数	84 施設 (57.5%)	64 施設 (46.7%)	22 施設 (17.3%)	9 施設 (8.4%)	▲75 施設 (49.1% ^{※1} 減)

※ベビーホテル、企業主導型保育施設、事業所内保育施設、院内保育施設及びその他施設

3 条例案

別紙「世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例を廃止する条例（案）」のとおり

4 施行予定日

令和6年10月1日

5 今後のスケジュール（予定）

令和6年6月 第2回区議会定例会（廃止条例の提案）
9月 周知
10月 廃止条例施行

別紙

世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例を廃止する
条例

世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例（令和３年６月世
田谷区条例第４１号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和６年１０月１日から施行する。